

点検商法

が過去最多！

点検商法とは

点検商法とは、「点検」と称して電話や訪問をして「工事が必要」「修理をしないと危険」などと言って、不安をあおり契約させる商法です。

「点検だけなら」と了承したところ、業者のペースに乗せられて、不要な契約をしてしまった、という相談が昨年度に引き続き今年度も多く寄せられています。

特に給湯器や分電盤の交換、屋根の工事に関する点検商法の相談が多い状況です。

また、突然、業者を装い「無料点検」をすると言って、住宅に上がり込み、家の様子や家族の状況などを下見した者が、後日、強盗事件を起こすといった可能性もありますので、ご注意ください。

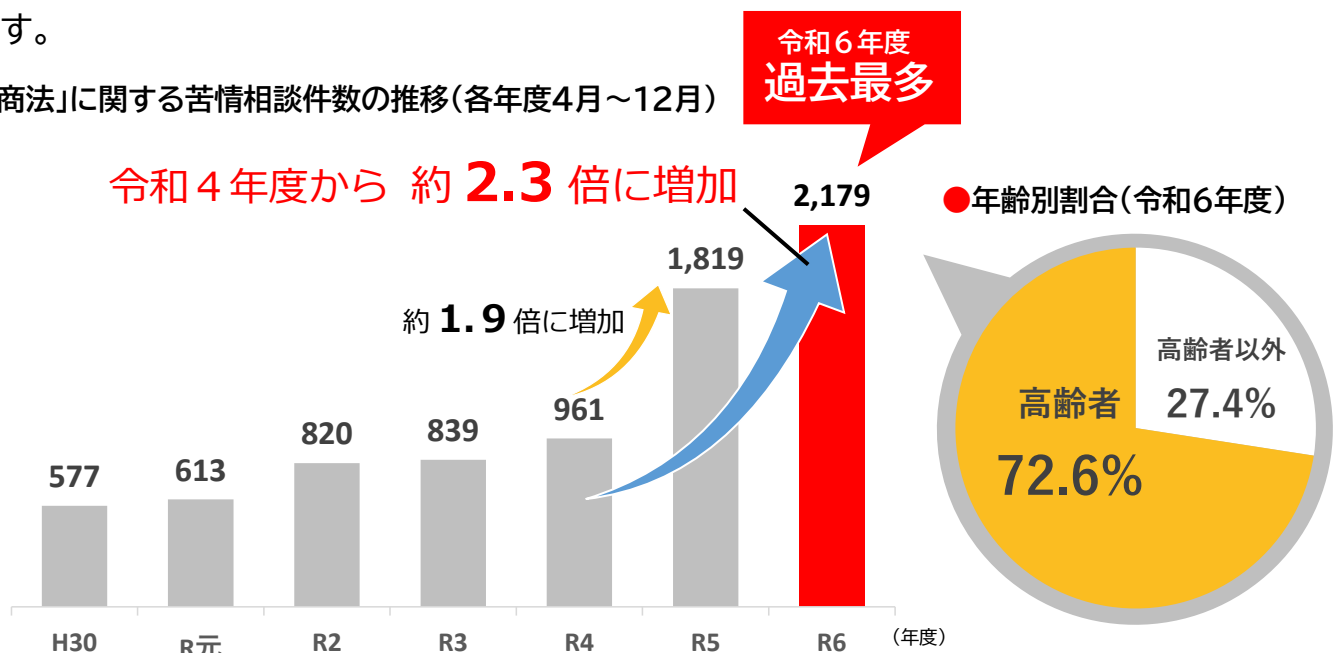
相談件数が過去最多！

令和6年4月～12月の間に、県内の消費生活相談窓口寄せられた「点検商法」に関する苦情相談件数は、令和4年度同期と比較した昨年度の約1.9倍を大きく上回り、今年度は約2.3倍に増加しています。また、苦情相談件数も、過去最多の2,179件となっています。

契約者を年齢別に見ると、高齢者(65歳以上)の割合が高く、全体の約7割を占めています。高齢者は自宅にいたことが多いため、電話や訪問による被害に遭いやすいことなどが理由として挙げられます。

また、相談件数が増加している一方で、今年度の相談の特徴として、「業者が来たが、点検商法かもしれない」という情報提供や、「この業者は信用できるか」という相談も増えています。

「点検商法」に関する苦情相談件数の推移(各年度4月～12月)



注 本資料の相談件数は、令和6年12月31日までに神奈川県内の消費生活相談窓口で受け付け、PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録された苦情相談件数です。PIO-NETの情報は更新されるため、過去の公表値と異なる場合があります。

典型的な勧誘トーク

点検商法では、業者は、消費者に契約させるために様々な理由で勧誘をします。以下で紹介する典型的な勧誘トークを知って、冷静に対応し、不要な点検や契約をしないように注意しましょう。

このような勧誘トークに注意！

点検を迫る

不安をあおる

給湯器交換

給湯器の定期点検をします。
いつ訪問すればよいですか。

古い機種なので、このまま
使い続けるのは危険です。

ガス会社やメーカーからの電話かと思ったら、
全く関係のない業者で、不要な工事をさせられた…

分電盤交換

分電盤は〇年で点検が必要と
なっています。

このまま使い続けると
危ないです。

今すぐ交換をしたほうが
良いですね。

「〇年で点検が必要」などの訪問時のトークや
「今すぐ交換したほうが良い」といった点検結果はうそで、
不要な工事をさせられた…

屋根工事

屋根がはがれているのが見えま
した。無料で点検しましょうか？

屋根が飛ばされて、
近所の人に迷惑がかかるかも
しれません。

「工事が必要」「修理をしないと危険」などと言って、
不安をあおられ不要な工事をさせられた…

被害に遭わないために

具体的なアドバイス

給湯器、分電盤交換

それは必要な点検ですか？

すぐに点検を承諾せず、給湯器は、ガス会社・メーカー・購入した販売店に、分電盤は、契約先の電力会社などに、本当に点検を実施しているか確認しましょう。

屋根工事

その工事、本当に必要ですか？

家を建てた工務店やハウスメーカー、地元の信頼できる業者などに確認しましょう。

共通

周りに相談しましたか？

その場ですぐに点検させず、家族に相談するなど、慎重に判断しましょう。

見積りは取りましたか？

工事を勧められてもすぐに契約せず、複数の業者から見積りを取るなど、慎重に検討しましょう。

点検を断りたくなったら…

業者が訪問してきた場合は、対面での対応はせず、安易に自宅に上げないで、インターホン越しに点検を断りましょう。

断っても業者が帰らない場合は、最寄りの警察署又は110番に通報しましょう。

もしかしたら強盗の下見かも？

貴重品の保管状況や、家族構成など、個人情報をお安易に教えないようにしましょう。

被害に遭ってしまったら…

クーリング・オフなどができる場合があります。
不安に思ったら消費生活センターに相談しましょう。

契約に関するトラブルは、消費者ホットライン

☎ 局番なし **188** (いやや!)

具体的な相談事例

給湯器の点検

事例

突然、「給湯器の無料点検をします」と電話があった。給湯器を設置した業者かと思いき、訪問の約束をした。その後、不審に思い給湯器を設置した業者に問い合わせると、違う業者だと分かった。訪問を断りたいが、業者の電話番号を聞いておらず、連絡ができない。業者が来た際にはどうすれば良いか。

消費生活センターの対応

- 無料点検と偽って、高額な修理代を請求されるトラブルについて情報提供した。
- 業者が訪問してきた場合は、インターホン越しに断り、断っても業者が帰らない場合は、最寄りの警察署などに連絡するよう助言した。
- 後日、相談者から「事業者が訪問してきたが、インターホン越しに点検を断った」と報告があった。

分電盤の交換

事例

突然、「分電盤の点検をします」と電話があり、後日、業者が訪問してきた。点検をしてもらうと「故障はしていないが、分電盤は消防法によると○年で交換することになっている」と言われた。また、「古い分電盤は、漏電や火災の危険がある」と説明を受けたため、交換工事の契約をした。家族にそのことを話すと、分電盤には使用期限を定めるような法令はないことが分かったため、解約したいが、どうすれば良いか。

消費生活センターの対応

- 点検商法でよくある訪問時のトークや手口について情報提供した。
- クーリング・オフ制度について説明し、通知方法を相談者へ伝えた。
- その後、クーリング・オフができ、返金されたことを確認した。

屋根の工事

事例

突然、業者が訪問してきて「近くで工事をしているが、お宅の屋根が壊れているのが見えた。無料で点検をする」と言われたので点検をしてもらった。屋根の写真を見せられ、迷っていると「周りの住宅も工事をしている」と言われ、契約してしまった。後日、知り合いの工務店に屋根を確認してもらったところ、特に問題はないことがわかった。高額な契約なので解約したいが、どうすれば良いか。

消費生活センターの対応

- 消費者の不安をあおり契約させる点検商法のトラブルについて情報提供した。
- クーリング・オフ制度について説明し、通知方法を相談者へ伝えた。
- 「今後の勧誘を一切断る」と業者へ伝えるよう、相談者に助言した。
- 後日、相談者から「改めて工事の必要の有無を家族と相談し、工事は行わないこととした」と報告があった。

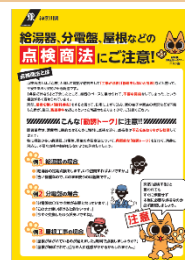
県の取組み

注意喚起を促す新たなチラシの作成

点検商法の典型的な「勧誘トーク」や被害に遭わないための具体的アドバイスを記載したチラシを新たに作成し、市町村や福祉部門の協力を得ながら、特に被害に遭いやすい高齢者のお手元に届けます。

【問合せ】県消費生活課消費者教育推進グループ 045-312-1121 内線 2640

〈チラシ〉



かながわ消費生活注意・警戒情報やSNSによる注意喚起

消費生活相談窓口寄せられた最近の相談事例の中から、消費者の皆様特に知っていただきたい注意事項のほか、消費生活に関する様々な情報をチラシやホームページ、X(旧Twitter)で提供しています。

【注意・警戒情報に関する問合せ】

県消費生活課相談第二グループ

045-312-1121 内線2662

※県ホームページから、チラシのデータをダウンロードできます。

〈県HP〉



【SNSに関する問合せ】

県消費生活課企画グループ

045-312-1121 内線2643

〈X (旧 Twitter)〉



かながわ 注意・警戒

検索

2月号は2月18日に掲載予定

悪質な訪問販売への注意喚起シールやチラシを配布中

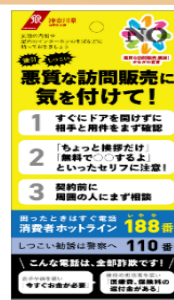
悪質な訪問販売からご自身や家族を守るため、玄関の内側や屋内のインターホンのそばに貼れる注意喚起シールやチラシを配布しています。

ご希望の方は、是非、お問い合わせください！

【問合せ】県消費生活課指導グループ 045-312-1121 内線2630

※県ホームページから、シールやチラシのデータをダウンロードできます。

〈県HP〉



「悪質商法目安箱」を設置中

業者からの不当な勧誘や広告表示に関する情報を受け付けています。不審な勧誘や広告表示があれば、県ホームページの「悪質商法目安箱」に情報をご提供ください。

【問合せ】県消費生活課指導グループ 045-312-1121 内線2630

〈県HP〉



悪質な訪問販売 撲滅！キャンペーンイベント開催！！

人気芸人の鬼越トマホーク、トレンドイエエンジェルが登場するお笑いステージ、消費生活に関するクイズラリーやパネル展示を楽しみながら、悪質業者の手口などを学んでいただけます。

【日 時】令和7年2月16日(日) 10:00~16:30

【場 所】イオンモール大和 1階ライトコート&1階ウォーターコート

【問合せ】県消費生活課消費者教育推進グループ

045-312-1121 内線 2640

〈県HP〉



鬼越トマホーク



トレンドイエエンジェル

【この資料に関する問合せ】県消費生活課 電話 (045) 312-1121 (代) 内線2660